

三労発基1121第5号
令和7年11月21日

四日市コンビナート協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長　　※メール送付 殿

三重労働局長
(公印省略)

皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について

平素は、労働基準行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第113号。以下「改正省令」という。）により、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）第594条の2第1項に規定する皮膚等障害化学物質等は、労働安全衛生規則第594条の2第1項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの（令和7年厚生労働省告示第301号、以下「皮膚等障害告示」という。）に規定されたところです。皮膚等障害告示においては、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質は、厚生労働省労働基準局長が定めるものとされたところです。

については、皮膚等障害告示に規定する皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの（以下「皮膚吸収性有害物質」という。）について、下記のとおり定められましたので、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知徹底につきまして、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について」（令和5年7月4日付け基発0704第1号）については、本通知の適用に伴い廃止されます。

記

1 皮膚吸収性有害物質に該当するもの

皮膚等障害告示第1項第2号に規定する、「皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの」は、次の（1）から（3）まで

のいずれかに該当する化学物質として、別添で定める物であること。

(1) 日本産業規格 Z 7252 (GHSに基づく化学品の分類方法) の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果（以下「国が行うGHS分類の結果」という。）、危険性又は有害性があるものと区分された化学物質のうち、濃度基準値（則第 577 条の2第2項の厚生労働大臣が定める濃度の基準をいう。）又は米国産業衛生専門家会議（ACGIH）等が公表する職業ばく露限界値（以下「濃度基準値等」という。）が設定されているものであって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア ヒトにおいて、経皮ばく露が関与する健康障害を示す情報(疫学研究、症例報告、被験者実験等)があること

イ 動物において、経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること

ウ 動物において、経皮ばく露による体内動態情報があり、併せて職業ばく露限界値を用いたモデル計算等により経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること

(2) 国が行うGHS分類の結果、経皮ばく露によりヒトまたは動物に発がん性（特に皮膚発がん）を示すことが知られている物質

(3) 国が行うGHS分類の結果がある化学物質のうち、濃度基準値等が設定されていないものであって、経皮ばく露による動物急性毒性試験により急性毒性（経皮）が区分1に分類されている物質

2 皮膚吸収性有害物質を含有する製剤その他の物の裾切値

皮膚等障害告示第1項第3号の「労働基準局長が定める基準」とは、国が行うGHS分類の結果に基づき、別表の左欄に掲げる有害性区分に応じ、同表の右欄に掲げる含有量の値（同表の左欄に掲げる有害性区分のうち2以上の有害性区分に該当するものにあっては、その該当する有害性区分に係るそれぞれの含有量の値のうち、最も低いもの。）であること。

別表

有害性区分		皮膚吸収性有害物質の含有量 (重量パーセント)
有害性クラス	区分	
急性毒性	1 ~ 4	
皮膚腐食性／皮膚刺激性	1 ~ 2	
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	1 ~ 2	1 パーセント
呼吸器感作性又は皮膚感作性	1	
生殖細胞変異原性	1	0.1パーセント
	2	1 パーセント
発がん性	1	0.1パーセント
	2	1 パーセント
生殖毒性	1	0.3パーセント
	2	1 パーセント
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	1 ~ 3	
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	1 ~ 2	1 パーセント
誤えん有害性	1	